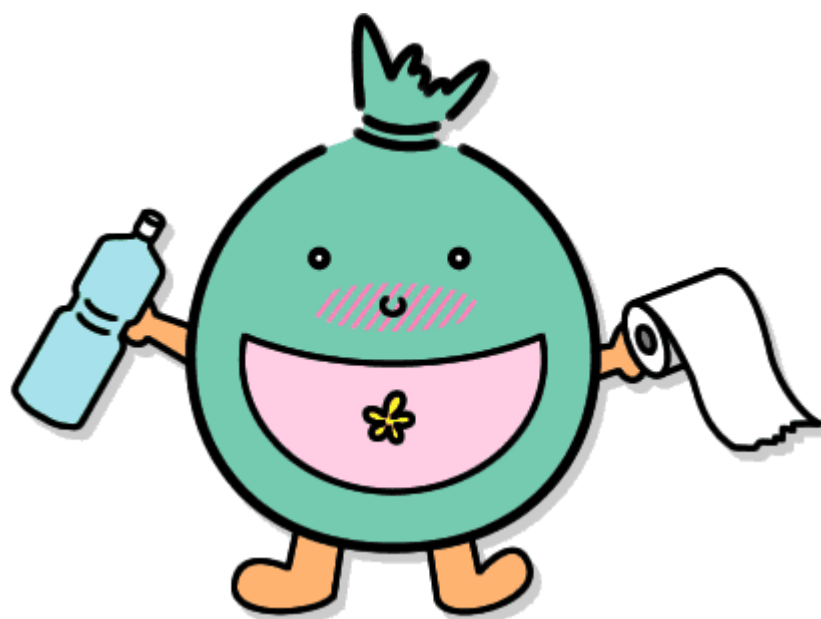


事業系一般廃棄物取扱いマニュアル



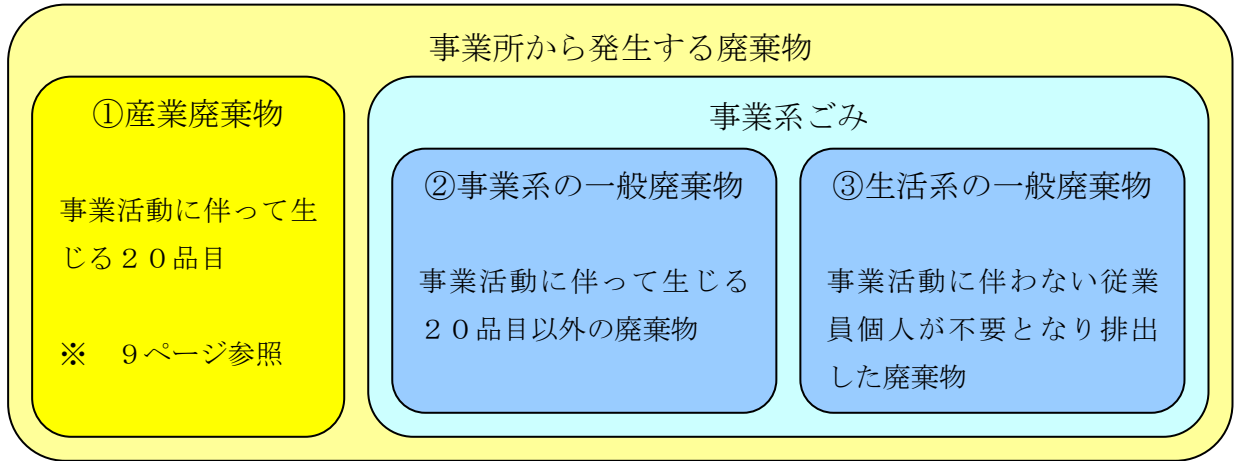
令和2年4月
蓮田白岡衛生組合



1. 事業系ごみとは	1
2. 事業者の責務	1
3. 事業所から出るごみの処理方法	2
(1) 産業廃棄物	
(2) 事業系一般廃棄物	
(3) 許可業者に委託する場合の事業系一般廃棄物の出し方	
4. ごみの減量化とリサイクル	3
(1) ごみ減量への手順	
(2) ごみ減量・リサイクルのポイント	
(3) ごみ減量化、資源化のメリット	
(4) ごみ減量化の具体例	
(5) 食品リサイクルについて	
(6) 多量排出事業所について	
5. 事業系ごみQ&A	7
6. 一般廃棄物収集・運搬許可業者一覧	8
7. 産業廃棄物の種類	9
8. 廃棄物再生事業者	10

1. 事業系ごみとは

ごみは、家庭から日常生活に伴って発生するごみと事業活動に伴って生じるごみに大別され、事業所から発生する廃棄物は、①産業廃棄物 ②事業系の一般廃棄物 ③生活系の一般廃棄物の3種類に区分される。



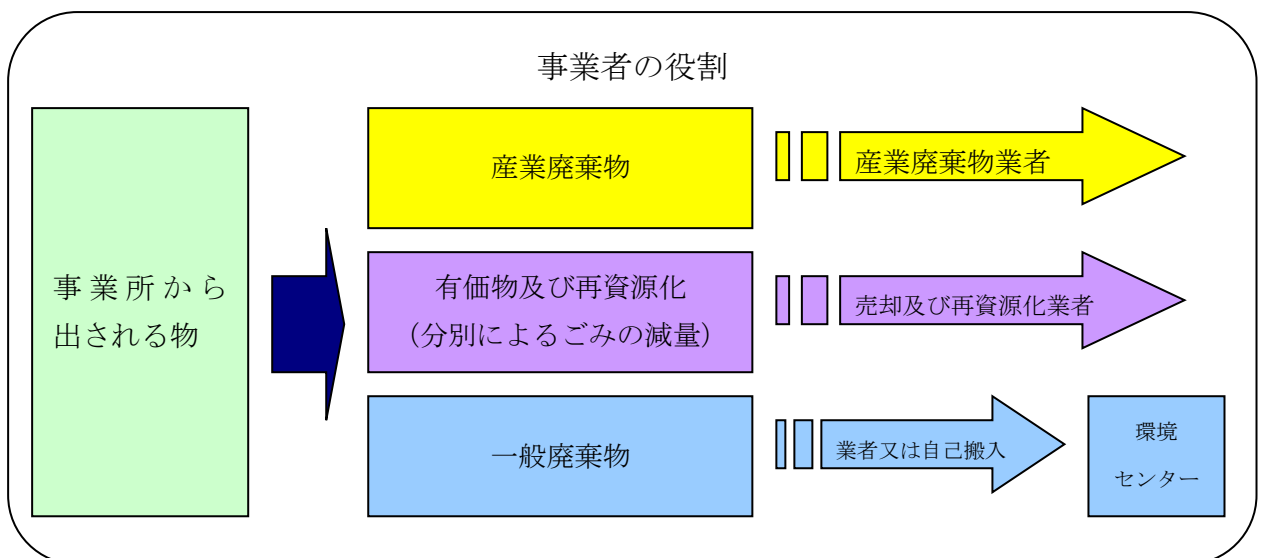
2. 事業者の責務

廃棄物処理法には、事業者の責務として、次のようなことが定められています。

- ① 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業活動に伴って生じたごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めること。
- ③ ごみの減量、適正処理等について、国や市、町の施策に協力すること。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物、事業系一般廃棄物に関わらず出した事業者が責任を持って処理しなければなりません。

※不適正処理がされると排出者責任を問われ、罰せられることとなります。



3. 事業所から出るごみの処理方法

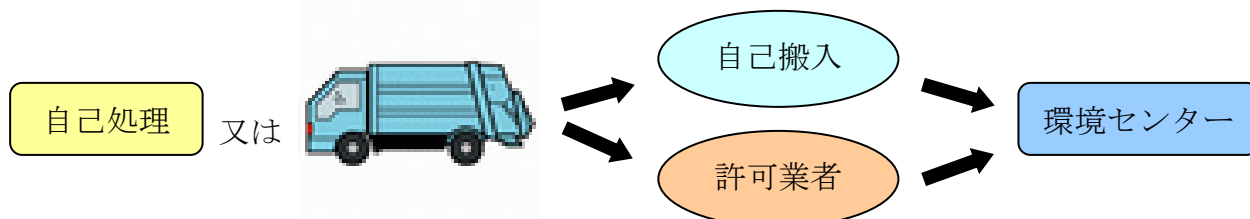
事業活動に伴って発生したごみは、一般家庭のごみ集積所に出すことはできません。

(1) 産業廃棄物 (※1) (9ページ参照)

- ① 事業者が自ら民間処理施設へ搬入する。
- ② 事業者が産業廃棄物収集・運搬の許可を受けた業者に委託する。
(産業廃棄物伝票(マニフェスト)により、管理票交付と返送された管理票を確認するなど、自らの廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければなりません。)
※ 事業者が収集・運搬を業者に委託する場合は一般廃棄物と産業廃棄物の契約を個々に締結する必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物

- ① 事業者が自ら環境センターの処理施設へ搬入する。
(自己搬入 10kg=143円(税抜き))
- ② 事業者が環境センターの一般廃棄物収集・運搬の許可を受けた業者に委託する。
(収集業者により「収集・運搬」料金が異なりますので、確認してから委託してください)

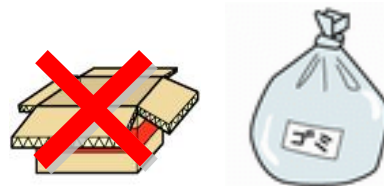


(3) 許可業者に委託する場合の事業系一般廃棄物の出し方

① 使用する袋

事業系ごみの処理を依頼する場合は、内容物の確認できる程度の透明度を有する45ℓ相当の袋を使用してください。

注) ダンボール箱等をごみの容器として使用しないでください。



② 分別の種類

・燃えるごみ

厨芥類・紙ごみ・枝木草等 (※2)

注) 45ℓの袋に入らない粗大ごみ等、組合にて破砕・切断・解体等前処理を必要とするごみは出すことができません。



・金属類

従業員が飲食に供した飲料用缶 (※3) のみとなります。

注) 飲料用の缶以外の金属類(一斗缶・乾電池・FAX・コピー機等)は産業廃棄物(※1)に該当するため別処理が必要です。



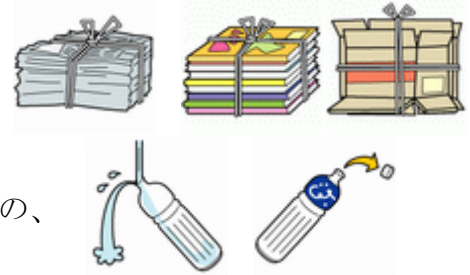
・資源物

新聞・雑誌・ダンボールはそれぞれに分別のうえ、ひも等で束ねて出してください。

・ガラス・ペットボトル

従業員が飲食に供した飲料用びん・飲料用ペットボトル（※3）のみとなります。

中身の入っているもの、キャップのついているもの、異物の混入があるものは取り除いてください。



注）食堂、レストラン等から出されたびん、蛍光管、電球、ペットボトルなどは産業廃棄物（※1）に該当するため別処理が必要です。

※1 9ページ参照

※2 枝木・草等については、45%相当(長さ80cm太さ10cm以内のもの)の袋詰めを原則としています。それ以外の方法については組合と協議が必要です。

※3 飲料用缶・飲料用びん・飲料用ペットボトルについては、従業員が飲料に供したものを想定しています。それ以外のものは産業廃棄物となりますので事業系一般廃棄物としては取扱いできません。

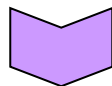
4. ごみの減量とリサイクル

事業所におけるごみの減量・リサイクルは、社員・従業員一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち行動することが大切です。さらに、より大きな効果を上げるには事業所全体で取り組むことが必要です。そのためには、ごみの量や処理方法などの現状を把握し、ごみの減量・リサイクルを推進する中心的な役割を担うリーダー（廃棄物管理責任者）を決めて、その人を中心に計画を作成し実践することが効果的です。

(1) ごみ減量への手順

1. ごみ減量化・資源化のための組織作り

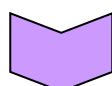
- (1) 各部署から担当者を選出する。(管理責任者の選任)
- (2) 検討委員会などを設置し、従業員へ減量化、資源化(分別の徹底)の周知を行う。



2. 排出されるごみや資源物の量を把握する

従業員のごみの減量意識を調査する

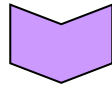
- (1) どのようなごみが、どのくらい発生しているのか。
- (2) 発生したごみがどのように処理されているのか。
- (3) ごみの中にどれくらい資源化可能な物が含まれているのか。
- (4) 従業員への分別実態の聞き取りなど。



3. どのようにごみを減らすか、計画を立てる

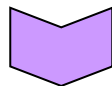
資源物の回収方法は専門業者に相談すると効果的です。

- (1) 自分たちで減量化、資源化できる物はないか具体的な取り組みを検討する。
- (2) どのくらい減量できるか検討する。
- (3) 資源物の回収方法を検討する。
- (4) 資源化できないごみの処理方法を検討する。
- (5) ごみ減量計画の作成。



4. 減量化、資源化の実行

- (1) 作成した計画を基にごみの減量に取り組む。
- (2) 従業員への情報提供、研修会などを実施し、意識の高揚などを図る。
- (3) 従業員全員ができることから取り組む。



5. 効果の確認

- (1) 実際にごみが減っているか点検する。
- (2) 効果が現れなかった取組については、問題点を抽出し、再検討を行う。
- (3) 更なる減量に向けた取り組みを検討する。

(2) ごみ減量・リサイクルのポイント

1. ごみの排出ルールを知ってもらう。

ごみのフロー図（分別区分、排出方法、回収業者、処分方法）を作成・周知し、常に従業員が行動できる仕組みを作りましょう。

2. 分別ボックスを設置しましょう。

社内に回収箱を設置して分別できる体勢を整えましょう。

①燃えるごみ ②缶類（従業員が飲食したもの） ③ガラス・ペットボトル類（従業員が飲食したもの） ④古紙類 ⑤産業廃棄物（プラスチック類）（金属類）（ガラス、陶磁器類）

3. 継続したPRを行いましょ。

ごみ処理に関しての注意点や問題点を周知させるために、定期的に回覧や掲示板を利用しましょう。《分りやすくイラストや写真を掲載してください。》

4. ごみ減量・リサイクルの結果をお知らせしましょう。

定期的に取り組んだ結果について、経費的な面でもCO₂削減的な面でも成果を代表者はもちろん全従業員に報告しましょう。

《成果を伝え、さらなる減量とリサイクルにつなげましょう。》

(3) ごみ減量化、資源化のメリット

1. 企業のイメージアップ

地球環境や自然生態系への関心が高まっています。いまや環境問題に関心の無い企業は時代遅れになりつつあります。環境に関する積極的な取組を取引先や消費者にPRすることによって、環境に配慮している企業というイメージアップの効果が期待されます。

2. 経営コストの節減・効率化

設備や事務用品などの浪費、無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化と経費の節減、効率化が期待されます。

3. 社員の意識改革

ごみを出さない職場、製品づくりを目指すことで、製品の減量化、工程や機構の合理化、品質管理活動、職場の効率化などにつながり、職場の皆さん一人ひとりの意識啓発にもなります。

(4) ごみ減量化の具体例

【事務所】

- OA用紙の発生割合が多い
- 新聞、雑誌、カタログなど紙類の発生が多い
 - ・分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。
 - ・内部文書、事務の見直し等によるペーパーレス化を図る。
 - ・個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。
 - ・両面コピーを徹底的に実施する。
 - ・再生紙やトイレットペーパー等の再生品の購入を進める。
 - ・ダンボール、新聞、雑誌等は資源物取扱業者へ引き取りを依頼する。

【店舗】

- ダンボール等の梱包資材が多い
- 賞味期限切れ商品など、食品残渣が多い
 - ・販売管理の徹底により、無駄のないような仕入れを行い、売れ残りの減少に努める。
 - ・ダンボール、新聞、雑誌等は資源物取扱業者へ引取りを依頼する。
 - ・食材の仕入れなどに利用する容器は、繰り返し使える通い箱を利用する。
 - ・「量り売り」や「はだか売り」、「ばら売り」などを積極的に導入する。
 - ・消費者への買い物袋の持参を呼びかける。
 - ・簡易包装を推進し、過剰包装を控える。

【飲食店】

- 食べ残し、食品残渣が多い
- 箸、ペーパータオル等使い捨て商品も多い
 - ・年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす。
 - ・生ごみは、十分に水切りを行い、排出量を減らす。
 - ・生ごみは、業務用の生ごみ処理機の活用などによる堆肥化や、再生利用事業者へ搬入し資源化を図る。
 - ・廃食料油はリサイクル業者に依頼するなどして、資源化を図る。
 - ・食材の仕入れなどに利用する容器は、繰り返し使える通い箱を利用する。
 - ・割り箸や紙おしぼりなど、使い捨て商品を減らす。

(5) 食品リサイクルについて

すべての食品関連事業者は、食品廃棄物の再生利用等（発生抑制、再生利用、減量）に取り組まなければなりません。

○食品関連事業者とは、次に掲げる事業所が対象となります。

食品製造・加工業者	食品の卸売・小売業者	飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者
食品メーカーなど	百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など	食堂、レストラン、ホテル、結婚式場など

○再生利用に取り組むときの優先順位

1. 発生抑制	生産、流通、消費の各段階で食品廃棄物そのものの発生を抑制する。
2. 再生利用	再資源化できるものは肥料や飼料、油脂製品、メタンの原材料として再生利用する。
3. 減量	再生利用できない場合等は、脱水・乾燥などで減量する。

※食品廃棄物とは、食品の製造や調理過程で生じる動物性残渣、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等です。

(6) 多量排出事業所について

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、「一般廃棄物減量計画書」を作成し環境センターに提出しなければなりません。

1. 可燃ごみ : 1日100kg以上、環境センターに搬入する事業所
2. 不燃ごみ及び粗大ごみ : 管理者が適正と認める量以上を環境センターに搬入する事業所

5. 事業系ごみQ&A

Q： 事業系ごみとはどのようなものですか？

A： 事業活動に伴って生じたごみで、事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

注) 事業系ごみは集積所に出すことができません。

Q： 事業系ごみを環境センターに直接持ち込むことはできますか？

A： 事業系一般廃棄物を環境センターに直接持ち込むことができます。

①燃えるごみ、②金属類(従業員が飲食したもの)、③ガラス・ペットボトル類(従業員が飲食したもの)、④資源ごみに分別をして搬入してください。

プラスチック類、ビニールごみ、一斗缶等の金属類、ガラス・陶磁器類、蛍光灯などは産業廃棄物に該当するため、当組合処理施設へ搬入することはできません。

ただし、組合にて処理に支障がないと判断したものは除きます。

Q： 事業所から缶やびんが出た場合は、どのように処理したら良いのですか？

A： 事業活動に伴って排出される空き缶・びん類は、業種に関わらず全て産業廃棄物に該当します。きちんと分別し、産業廃棄物収集運搬許可を有する業者に収集委託してください。

自動販売機を設置してある場合は納入業者に容器の引取・リサイクルをお願いしてください。また、缶・びんは「廃棄物処理法」における専ら再生利用の目的となる物に該当するため、資源回収業者（10ページ参照）に収集委託することもできます。

Q： 事業所から出た廃プラスチック類はどのように処理したら良いのですか？

A： 事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、業種に関わらず全て産業廃棄物に該当します。きちんと分別し、産業廃棄物収集運搬許可を有する業者（8ページ参照）に収集委託してください。

良質な廃プラスチックは、資源となります。同材質できれいな物は、再生事業者などへ依頼しリサイクルしましょう。

Q： 紙ごみをリサイクルするにはどうしたら良いのですか？

A： 紙ごみは、「廃棄物処理法」における専ら再生利用の目的となる物に該当し、回収業者に引き取ってもらうことができます。紙ごみはできるだけ分別しリサイクルしましょう。

シュレッダー（紙ごみ）についてもリサイクルすることができるので、他のごみと混ぜずに回収業者に引き取ってもらいましょう。ただし、飛散しないように破れにくい透明・半透明袋を使用してください。

6. 一般廃棄物許可業者一覧

令和2年4月現在（順不動）

名称	営業所所在地	連絡先	定休日	産廃
		電話番号		
(有)太盛	さいたま市大宮区榎引町1-381	048-663-0461	土、日	◎
(有)瀬山商店	蓮田市根金896-3	048-766-2171	日	◎
(株)高澤商店	東松山市六軒町18-13	0493-23-6392	日	◎
ウム・ヴェルト(株)	加須市栄368-1	0280-23-2641	日、祝	◎
(株)十河サービス	さいたま市岩槻区大字釣上新田道下224-2	048-798-7261	日	◎
(株)ナカヤ商事	白岡市篠津961-1	0480-93-1755	なし	◎
日栄総業(株)	久喜市本町7-2-88	0480-21-1226	日	◎
(株)ショーモン	さいたま市見沼区大字片柳1045-1	048-684-6839	日、祝	◎
宇佐見産業(株)	蓮田市根金993	048-766-3211	第2・4土日、 祝	◎
(株)小島商事	北本市山中1-277	048-591-4818	日、祝	◎
安住環境整美(株)	さいたま市岩槻区高曽根1037	048-798-1192	日	◎
(有)西野商事	白岡市下大崎909-3	0480-92-9530	第2・4土日、 祝	◎
(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町2-5-6	048-652-8884	なし	◎
(有)原田電気工事	久喜市菖蒲町三箇805	0480-85-8466	日	◎
(株)新栄商事	さいたま市岩槻区古ヶ場1-5-9	048-794-5504	日、祝	◎
片山商事(株)	さいたま市見沼区深作5-18	048-685-1711	日	◎
クリーンシステム(株)	さいたま市岩槻区古ヶ場2-10-2	048-876-8231	日	◎
大栄企業(株)	さいたま市岩槻区鹿室207-5	048-794-9311	日、祝	◎
(株)サンワ環境開発	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3-190-2	048-684-5079	土、日、祝	◎
(有)杉田産業	加須市上高柳800	0480-73-7428	日、祝	◎
(有)福寿屋	蓮田市閨戸3951-7	048-766-6366	日	◎
(株)精和	白岡市岡泉843-1	0480-93-0484	日	◎

※ 収集回数、料金等は直接業者にお問い合わせください。

※ ◎印が付いている許可業者は、産業廃棄物収集運搬(県許可)の許可も取得しています。

7. 産業廃棄物の種類

①産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって事業活動に伴う廃棄物には、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で定められた20種類があり、あらゆる事業活動に伴うものと特定の業種から排出されるものに限られているものがあります。

産業廃棄物の処理については産業廃棄物収集運搬業者等（県許可）に収集処分委託してください。

なお、一般廃棄物収集運搬許可業者は産業廃棄物収集運搬業の許可についても取得していますので、いずれかの許可業者に委託することができます。（8ページ参照）
ただし、一般廃棄物と産業廃棄物は別々の契約になります。

○あらゆる事業活動に伴うもの

- 1 燃え殻（焼却灰や石炭火力発電所から発生する石炭がらなど）
- 2 汚泥（工場排水処理や物の製造工程から排出される泥状のもの）
- 3 廃油（潤滑油、洗浄油、絶縁油、切削油などの不用になったもの）
- 4 廃酸（硫酸、塩酸など酸性の廃液）
- 5 廃アルカリ（アンモニア、苛性ソーダ、現像液などアルカリ性の廃液）
- 6 廃プラスチック類（発砲スチロール、合成繊維、ポリ容器、PPバンド、ラップ類など）
- 7 ゴムくず
- 8 金属くず（古鉄、スクラップ、ブリキ・トタンくずなど）
- 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃あきびん類、煉瓦くず、石膏ボード）
- 10 鋳さい（製鉄所の炉の残さなど）
- 11 がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片など）
- 12 ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）
- 13 19品目の廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）

○特定の事業活動に伴うもの

- 14 紙くず（建設業、紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの）
- 15 木くず（建設業、木材製造業などの特定の業種から排出されるもの）
- 16 繊維くず（建設業、繊維工業から排出されるもの）
- 17 動植物性残渣（食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る不要物）
- 18 動物系固形不要物（と場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した鳥）
- 19 動物のふん尿（畜産業から排出されるもの）
- 20 動物の死体（畜産業から排出されるもの）

上記1から20の廃棄物・航行廃棄物・携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

○産業廃棄物に関する問合せ先

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 048-822-3131

8. 廃棄物再生事業者

①廃棄物再生事業者とは（廃棄物処理法第20条の2）

廃棄物の再生を営んでいる事業者で、再生に必要な施設を有し、環境省令で定める基準に適合し、廃棄物再生事業者として知事の登録を受けている事業者です。

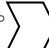
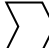
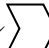
廃棄物を処分しようとするときは、廃棄物再生事業者を活用するなど、これまで焼却や埋め立て処分してきた廃棄物を有効な資源として再生利用していきましょう。


○当組合管内においての廃棄物再生事業者は次のとおりです。

名 称	事業所住所	電話番号	取扱品目
(株)ナカヤ商事	白岡市篠津 961-1	0480-93-1755	金属くず・廃プラスチック類 ガラス・陶磁器くず等

○その他廃棄物再生事業者については、埼玉県のホームページを参照ください。

埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

総合トップ  暮らし・環境  ごみ・リサイクル  減量化・リサイクル

 廃棄物再生事業者登録制度

品目ごとに掲載されていますので、収集、運搬、処理方法等については直接業者にお問い合わせください。